
「反社情報照会システム」の稼働に伴う「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の
一部改正について

日証協 平成 25 年 2 月 19 日

本協会では、昨年 11 月 20 日の自主規制会議において、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正を行った。また、本年 2 月 19 日の自主規制会議において、当該規則の施行日を定めた。

「反社情報照会システム」の稼働に向け、同システムへの新規顧客の照会義務及び照会に係る取決め事項の遵守義務等を定めるため、規則の一部改正を行った。

本改正規則は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

ただし、新規顧客の「反社情報照会システム」への照会義務については、この改正の施行の日から起算して 6 か月を経過する日までの間は、努力義務とする。

規則の改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正について

平成24年11月20日

日本証券業協会

1 改正の趣旨

本協会においては、平成22年5月、反社会的勢力との関係の遮断に関し、必要な事項を定め、会員の健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の金融商品取引及び金融商品市場からの排除を図り、資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」（以下、「規則」という。）を制定し、同年7月1日から施行した。

また、本協会では、平成21年2月、会員からの反社会的勢力に関する照会対応業務の在り方等について検討を行うため、証券戦略会議及び自主規制会議の下部機関として、「反社情報の照会等の在り方に関する合同検討部会」（以下、「部会」という。）を設置するとともに、同年10月、部会の下部機関のワーキング・グループ（以下、「ワーキング」という。）を設置し、部会において13回、ワーキングにおいて27回の議論を重ねてきた。

部会及びワーキングの議論を踏まえ、平成23年11月開催の証券戦略会議において、「反社情報照会システム」の構築に向けたシステム化計画策定の要請が総務委員会に行われ、平成24年1月開催の総務委員会において、同システム化計画が承認され、その後、本協会において、同システム化計画に基づき、システム開発を進めてきたところである。

今般、同システムの稼働に向け、同システムへの照会義務及び照会に係る取決め事項の遵守義務を定めるため、規則の一部改正を行うこととする。

2 改正の骨子

- (1) 「新規顧客」の「反社情報照会システム」への照会義務について規定する。
(第7条第2項新設)
- (2) 「反社情報照会システム」への照会に係る取決め事項の遵守義務について規定する。
(第7条第3項新設)
- (3) その他所要の改正を行う。

3 施行の時期

この改正は、別に定める日（「反社情報照会システム」の稼働日）から施行する。

ただし、2(1)の「新規顧客」の「反社情報照会システム」への照会義務については、この改正の施行の日から起算して6か月を経過する日までの間は、努力義務とする。

以 上

「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正について

(下線部分変更)

新	旧
(審査の実施) 第 7 条 会員は、初めて有価証券の売買その他の取引等に係る口座を開設しようとする顧客に<u>関し</u>、当該顧客が反社会的勢力に該当するか否かあらかじめ審査するよう努めなければならない。 2 <u>会員は、前項に掲げる顧客に関し、前項に定めるほか、本協会とあらかじめ取り決めた方法による審査を行わなければならない。</u> 3 <u>会員は、前項に定める審査を行うに当たっては、本協会とあらかじめ取り決めた事項を遵守しなければならない。</u> 4 会員は、有価証券の売買その他の取引等に係る口座を開設している顧客に<u>関し</u>、反社会的勢力に該当する者がいないか定期的に審査するよう努めなければならない。 5 会員は、<u>第 1 項、第 2 項又は前項</u>に定めるほか、顧客が反社会的勢力に該当する者であるとの疑いが生じた場合には、当該顧客に<u>関し</u>反社会的勢力に該当するか否か審査しなければならない。 (契約の禁止・関係の解消) 第 8 条 会員は、前条第 1 項<u>又は第 2 項</u>に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、当該顧客と契約を締結してはならない。ただし、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するときを除く。 2 会員は、前条第 4 項<u>又は第 5 項</u>に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、可能な限り速やかに関係解消に努めなければならない。	(審査の実施) 第 7 条 会員は、初めて有価証券の売買その他の取引等に係る口座を開設しようとする顧客に<u>ついて</u>、当該顧客が反社会的勢力に該当するか否かあらかじめ審査するよう努めなければならない。 (新 設) (新 設) 2 会員は、有価証券の売買その他の取引等に係る口座を開設している顧客に<u>ついて</u>、反社会的勢力に該当する者がいないか定期的に審査するよう努めなければならない。 3 会員は、<u>前 2 項</u>に定めるほか、顧客が反社会的勢力に該当する者であるとの疑いが生じた場合には、当該顧客に<u>ついて</u>反社会的勢力に該当するか否か審査しなければならない。 (契約の禁止・関係の解消) 第 8 条 会員は、前条第 1 項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、当該顧客と契約を締結してはならない。ただし、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するときを除く。 2 会員は、前条第 2 項及び第 3 項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、可能な限り速やかに関係解消に努めなければならない。

新	旧
付 則 1 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。 2 この改正の施行の日から起算して6か月を経過する日までの間、改正後第7条第2項の規定の適用については、同項中「審査を行わなければならない。」とあるのは、「審査を行うよう努めなければならない。」とする。	